


福祉教育推進事業物品貸出について

別紙「福祉教育推進事業実施要綱」第4条第1項第3号のとおり、福祉教育の活動に必要な物品貸出しを行っています。詳細については、以下のとおりです。

1 貸出物品の一覧

No. 1	車椅子	物品写真
概要	<p>高齢者や障がい者の体験にご活用いただけます。</p> <p>車椅子の種類は、自走式の車椅子で、自分で操作する他、介助してもらいながら移動できます。</p> <p>貸出しの上限は、5台までとなります。</p>	
No. 2	アイマスク	物品写真
概要	<p>視覚障がい者(全盲)の体験に活用いただけます。</p> <p>アイマスクを装着し、筆記や物探し、歩行などの日常生活動作を行うことにより、視覚障がい者の感じ方を学びます。</p> <p>貸出しの上限は、80個までとなります。</p>	
No. 3	高齢者疑似体験セット	物品写真
概要	<p>写真のベストや重り、メガネなどを装着し、歩行や起き上がりなど日常生活動作を行うことにより、高齢者の心身の変化を学びます。</p> <p>大人用と子ども用の2種類貸出しできます。</p> <p>貸出しの上限は、5台までとなります。</p>	<p>【大人用】</p>  <p>【子ども用】</p> 
No. 4	白杖	物品写真
概要	<p>視覚障がい者の体験としてご活用いただけます。</p> <p>歩行時にサポートしてくれる物になり、アイマスクと一緒に使うとより視覚障がい者について学びます。</p> <p>貸出しの上限は、3本までとなります。</p>	

No.5	プロジェクター	物品写真
概要	<p>学校が行う福祉の講演会や外部講師の講話などにご活用いただけます。</p> <p>貸出しの上限は、1台までとなります。</p>	

No.6	スクリーン	物品写真
概要	<p>学校が行う福祉の講演会や外部講師の講話などにご活用いただけます。</p> <p>貸出しの上限は、1基までとなります。</p>	

2 申込方法等

- (1) 事前にご希望物品等を下記問合せ先へご相談ください。
- (2) 物品借用書(別記様式第2号)に必要事項を記入の上、原則借用日の2週間前まで下記へご提出ください。

3 その他

- (1) 貸出期間は、3日以内となります。
- (2) 貸出初日又は返却日が本会休業日(土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条及び第3条に規定する祝日及び振替休日)に該当する場合は、貸出ができません。
- (3) 借用物品を故意により破損又は紛失をした場合は、弁償していただくことがあります。お取り扱いにはご注意ください。
- (4) 本会のその他事業や物品貸出の状況により、ご希望日に沿えない可能性がございます。あらかじめご了承ください。

【物品貸出に関する問合せ・提出先】

〒745-8529

周南市速玉町3番17号 周南市徳山社会福祉センター内
社会福祉法人周南市社会福祉協議会

本部業務課地域福祉係

TEL：0834-22-8721 FAX：0834-32-0021

E-mail：chiiki@shunan-shakyo.or.jp

この事業は、赤い羽根共同募金を活用しています。

